

令和6年7月31日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和6年7月31日（水） 午後4時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 32 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 33 号 農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

議案第 34 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 35 号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第 3 号 非農地証明について

第 4 号 非農地判断について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	4 番 宮脇 和幸	5 番 横段 登
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 岡本 亮二	13 番 島田 徹幸
14 番 大道 正孝	15 番 竹内 誠	16 番 新田 隆次	17 番 石田 尚則
18 番 神藤 敦美	19 番 北村 正次		

欠席委員

3 番 谷 新子

事務局

坂原事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 庭月野主査 根本主事

(午後 4 時 0 0 分)

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和 6 年第 7 回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、7 番 立花委員、8 番 水場委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、3 番 谷委員から出されています。皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害共済制度について」です。ありますでしょうか。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第 3 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。1 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1 番の申請地は、仁方錦町〇〇〇〇番、地目は畑、面積は合計 2 6 ㎡の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与するもので、譲受人は新たに農業を始め、野菜を作付けするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：5 番 横段です。申請地は、市道から少し進んだ丘の上にあります。周りには、多くの墓地があります。かなり狭い農地での野菜栽培です。申請人が立会に来られていないので、話はしていませんが、野菜を作るよりも果樹を 2・3 本植えた方が良いような農地です。ご審議よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2 番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2 番の申請地は、広町字白石免田〇〇〇〇番、地目は畑、面積は合計 4 6 6 ㎡の第 2 種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却するもの

で、譲受人は新規就農し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：５番 横段です。写真を見ての通り、野菜が栽培されています。数年前から申請人が管理しているのですが、８５歳と高齢なので、あと何年出来るのか気にはなりますが、頑張って頂きたいです。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：３番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：３番の申請地は、広町字小浜〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計３６６㎡の第２種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により使用貸借するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：５番 横段です。申請地は、写真の右側が石内でトンネルの西に位置し、広い農地が続いています。田を貸借し、野菜を栽培されるそうです。獣害対策も取られていました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：４番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：４番の申請地は、安浦町大字下垣内字津江ヶ迫〇〇〇番〇ほか１筆、地目は田、面積は合計で２８０㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢により耕作困難なため、売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：９番 今井です。申請地は、安浦町中心部から黒瀬町に向かう県道３４号線沿いにあり

ます。譲受人のこどもさんの通学路ですが、西日本豪雨災害に遭い、耕作放棄地となりました。イノシシが出没して危険な状況なので、申請人がきれいにして、野菜を栽培することになりました。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字岡条〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計195㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するものです。規模等は、駐車場3台を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

神 藤 委 員：18番 神藤です。申請地は、農地法の許可を受けることなく、平成元年頃から現在まで駐車場として使用しています。契約が終わったのですが、引き続き駐車場として、使用するための申請です。始末書も添付されており問題ありません。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第33号「農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、農地法第5条の規定による農地転用の許可を行っており、その後、工事期間を延長する履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては、太陽光パネルの変更や機器の納期が遅延しており、そのため工事期間を令和6年12月31日まで延長したい旨の承認申請が出されたもので

す。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：質疑・意見なし。

議 長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番と2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局からの説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字西畑〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計819㎡のいずれも第2種農地です。転用の目的及び規模は、内科の診療所1棟を建設して医院として使用するため、売買されるものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。2番の申請地は、郷原町字西畑〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は合計198㎡の第2種農地です。転用の目的及び規模は、向かいにある診療所の駐車場7区画として使用するため、売買されるものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。写真の右側に見えているのが診療所です。その横に増設するものです。優良農地が転用されるのは、残念なことです。駐車場予定地も診療所の傍で、道路に面した利便性の良い場所にあると思います。こちら、良い農地で残念ではありますが、仕方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町原山2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で455㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅1棟及び進入路として利用するため、使用

貸借するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、川尻駅から県道を2km程上った場所にあります。譲受人の母が管理する農地で、周りに農地もなく、排水路も確保されているので、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町安登西7丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で718㎡の第2種農地です。転用の目的は、工場及び駐車場として利用するため売買するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に工場及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、国道185号線を川尻町から安浦町に進み、安浦町に入って500m程の場所にあります。昭和50年頃建てられた建物で、既に50年近く経過しています。譲渡人が相続するにあたり整理する為の申請で、仕方がないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字女子畑字堂之畝〇〇〇番、地目は田、面積は1,009㎡

の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するものです。規模等は、太陽光パネル188枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。関係法令については、全量自家発電となるため再生可能エネルギー発電事業計画認定の代わりとなる電気売買契約書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する契約については、契約承諾となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、安浦町中心部から北東に5km程進んだ場所にあります。日当たりも良い優良農地の地域にあり、非常に残念です。周りには、太陽光発電施設があり、排水路も確保されているので、仕方ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 場：なし。

議長 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 場：異議なし。

議長 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、蒲刈町田戸字板田〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は720㎡の第2種農地です。転用の目的は、自動車の展示場及び駐車場として利用するため、売買されるものです。規模等は、展示場453㎡、駐車場15区画285㎡です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

島田委員：13番 島田です。申請地は、写真に見えている自動車販売店の前にあり、展示場と駐車場を整備するものです。ご審議よろしくお願いします。

議長 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 場：なし。

議長 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 場：異議なし。

議長 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、豊町大長字安土〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は66㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、売買されるものです。規模等は、駐車場3区画の計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大道委員：14番 大道です。申請地は、譲受人の自宅前にあります。長く放置され土地で、イノシシによる被害がありました。最近、譲渡人と連絡がとれ売買が成立し、今回の申請となりました。ご審議よろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：次に議案第35号「農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について」を議題とします。1番から3番は、申請人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1・2・3番の農地については、太陽光発電施設に転用する内容で、農地法第5条の規定による農地転用の許可を行っており、その後、1・3番は工事期間を延長する履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては、発電所設備等の納品が遅延しており、そのため工事期間を令和7年9月30日まで延長したい旨の承認申請が出されたものです。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、承認と決定します。

議長：4番から6番は、申請人が同一ですので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：4番、5番、6番の農地についても、太陽光発電施設に転用する内容で、農地法第5条の規定による農地転用の許可を行っており、その後、工事期間を延長する履行延期承認を行っています。申請の事由につきましては、太陽光パネルの変更や機器の納期が遅延して

おり、そのため工事期間を令和6年12月31日まで延長したい旨の承認申請が出された
ものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程に
より受理したもので、農地法第4条の規定による届出が1件、農地法第5条の規定による
届出が4件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に
関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について3件を証明し、非農
地判断について250件を通知しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

議 場：なし

議 長：事務局から何か説明事項がありますか。

事 務 局：農業委員会だよりの表彰について
市町村農業委員等の公務災害共済制度について
地区会の開催について、説明する。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。7月18日は、広島市で広島県農業会議の常設
審議会が開催され出席しました。先程（7月31日）、呉市都市計画課が開催する都市計
画審議会の議案内容の事前説明を受けてきました。以上、会長として出席したことを報告
します。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回，令和６年第８回総会は，８月３０日 金曜日 午後２時 から
場所は，呉市役所 ７階 ７５５から７５８号室です。

議 長：以上で令和６年第７回呉市農業委員会総会を閉会します。

(午後４時３０分)

以上は，令和６年第６回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 ６ 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員